

# 第 1 保健福祉課の業務

## 第1-3 障がい者支援チームの業務

### 1 身体障がい者（児）の状況（P60, 61、7 関連資料(1), (2)参照）

県中地域の身体障がい者数（身体障がい者手帳所持者数）は、平成20年4月1日現在で19,760人（前年比421人増）となっています。

障がい種別では、肢体不自由者（57.9%）が最も多く、内部機能障がい者（25.8%）が続いています。

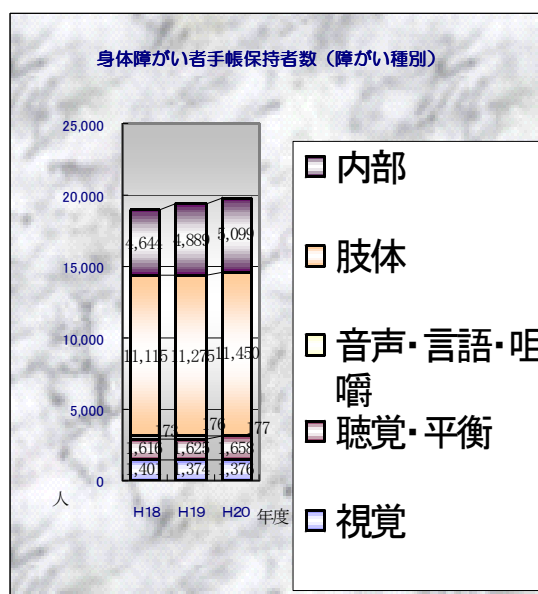
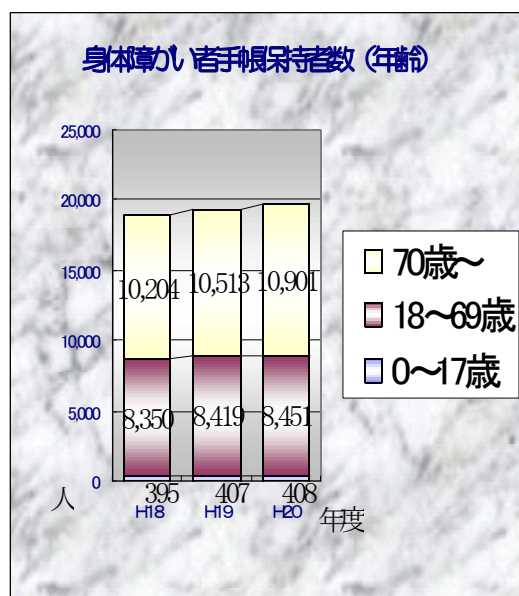
障がい等級別では、重度（1級及び2級）が全体の55.7%、中度（3級及び4級）が31.8%、軽度（5級及び6級）が12.5%となっており、重度者の比率が高くなっています。

年齢別では、60歳以上の障がい者が73.3%を占め、また、他の年齢層に比較して比率が高くなっています。

管内身体障がい者手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年度	総数	0歳～ 17歳	18歳～ 69歳	70歳～	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 咀嚼	肢体	内部
H18	18,949	395	8,350	10,204	1,401	1,616	173	11,115	4,644
H19	19,339	407	8,419	10,513	1,374	1,625	176	11,275	4,889
H20	19,760	408	8,451	10,901	1,376	1,658	177	11,450	5,099



## 2 身体障がい者（児）の福祉

身体障がい者の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

### (1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

サービスは障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個々に支給決定が行われる「自立支援給付」（介護給付、訓練等給付）と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分かれます。

#### ア 介護給付（市町村）

##### (ア) 居宅介護（ホームヘルプ）〔障がい程度区分1以上〕

入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービス

##### (イ) 重度訪問介護〔障がい程度区分4以上〕

重度の肢体不自由者を対象に、居宅での介護や外出時における移動中の介護を行う総合的なサービス

##### (ロ) 行動援護〔障がい程度区分3以上〕

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある障がい者を対象とした行動の際に生じ得る危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護

##### (ハ) 療養介護〔障がい程度区分5、6〕

主として日中に病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等

##### (ニ) 生活介護〔障がい程度区分3以上（50歳以上区分2以上）〕

常時介護を要する障がい者を対象に、主として日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作活動、生産活動の機会の提供等

##### (ホ) 児童デイサービス〔個別療育、集団療育が必要な児童〕

障がいを有する児童を肢体不自由児施設等に通わせ提供される日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等

##### (ヘ) 短期入所〔障がい程度区分1以上〕

介護者の病気等を理由に、障害者支援施設等への短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等

##### (コ) 重度障害者等包括支援〔障がい程度区分6〕

常時介護を要する重度障がい者・障がい児を対象とした居宅介護等の福祉サービスの包括的支援

##### (ク) 共同生活介護（ケアホーム）〔障がい程度区分2以上〕

主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における入浴、排せつ、食事の介護等

##### (ケ) 施設入所支援〔障がい程度区分4以上（50歳以上区分3以上）〕

施設入所者を対象に、主として夜間行われる入浴、排せつ、食事の介護等

#### イ 訓練等給付（市町村）

##### (ア) 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした身体機能の向上のための有期の訓練等

- (イ) 自立訓練（生活訓練）  
自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした生活能力の向上のための有期の訓練等
  - (ウ) 宿泊型自立訓練  
家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援等
  - (エ) 就労移行支援  
就労を希望する障がい者に対して提供される就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等
  - (オ) 就労継続支援A型  
雇用契約等に基づき生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
  - (カ) 就労継続支援B型  
生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等
  - (キ) 共同生活援助（グループホーム）  
主として夜間に行われる共同生活を営むべき住居における相談、その他の日常生活上の援助
- ウ 地域生活支援事業（市町村）
- (ア) 相談支援事業  
障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行うほか、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。
  - (イ) コミュニケーション支援事業  
聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行う。
  - (ウ) 日常生活用具給付等事業  
重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行う。
  - (エ) 移動支援事業  
屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う。
  - (オ) 地域活動支援センター事業  
障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。
  - (カ) その他事業  
日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業、身体障がい者更正訓練費支給、身体障がい者就職支度金支給
- エ 自立支援医療（市町村、県）
- 障がい者に必要な医療の給付を行います。
- (ア) 育成医療（障がい児）
  - (イ) 更生医療（身体障がい者）
  - (ウ) 精神通院医療（精神障がい者）
- オ 補装具費支給制度（市町村）
- 身体の部位欠損または身体の機能の損傷を補い、日常生活または職業生活を容易

にするために用いられる用具の交付及び修理を行います。

(2) 障害者自立支援法以外の身体障がい者福祉法による援護施策

ア 身体障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 身体障がい者相談員の配置

身体障がい者の福祉の増進のため、管内11市町村に13人の民間人を相談員として委嘱、配置し、身体障がい者のあらゆる問題について相談に応じ、関係機関への連絡、身体障がい者援護施策の啓発等を行います。

ウ 身体障がい者手帳交付 (P60, 61 7 関連資料(1), (2) 参照)

補装具、更生医療の給付、施設への入所等の身体障がい者福祉法上の各種援護を受ける場合や、税の減免、JR運賃の割引等の各種制度を利用する際に、法に定める身体障がい者であることの証票として交付されます(県障がい者総合福祉センター)。

エ 在宅重度身体障がい者訪問審査

日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障がい者に対し、医師等を派遣して診査及び更生相談を行い、福祉の増進を図ります(市町村)。

オ 社会事業授産施設等運営事業

身体障がい者が生活保護法に基づく授産施設に入所する際、基準該当施設に事務費を交付します(市町村)。

カ 65歳未満の身体障がい者の介護保険法のデイサービス・短期入所の利用(市町村)

キ 障がい者自立生活センター支援事業

障がい者自ら運営する相談事業に対して、運営を補助します(市町村)。

(3) 県単独による施策

ア 重度心身障がい者医療費補助金の交付 (P63, 7 関連資料(4) 参照)

重度心身障がい者の健康保持とその福祉増進を図るため、医療費自己負担額を公費で負担します。

イ 在宅重度障がい者対策事業補助金の交付 (P63, 7 関連資料(4) 参照)

在宅重度障がい者の日常生活において、常に医療的介助を必要とする方に治療材料等を給付することによって経済的負担の軽減を図ります。

ウ 人工透析患者通院交通費補助金の交付 (P63, 7 関連資料(4) 参照)

腎臓機能障がい者の経済的負担の軽減を図るため、障がい者の人工透析のため医療機関へ通院するのに要する交通費に対し市町村が補助する場合、当該市町村に対して補助します。

エ 障がい者小規模作業所運営事業

在宅障がい者の社会復帰を促進するため、障がい者団体等が運営している「小規模作業所」に補助を行う市町村に対して補助金を交付し、障がい者の就労の場の拡充に努めます。

(4) その他の施策

ア 特別障がい者手当等支給制度 (P62, 7 関連資料(3) 参照)

在宅の重度障がい者(児)に対して、その重度の障がいのために生じる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障がい者(児)の福祉の向上を図ります。

イ JR及びJRバス運賃の割引

ウ 県内民間バス運賃の割引

- エ 航空運賃の割引
- オ 税法上の優遇措置
- カ 有料道路における特別割引制度
- キ NHK放送受信料の減免
- ク 公営住宅の優先入居

### 3 知的障がい者（児）の状況（P64， 7 関連資料(5)参照）

県中地域の知的障がい者数（療育手帳所持者数）は、平成20年4月1日現在で3,561人（前年比161人増）となっています。

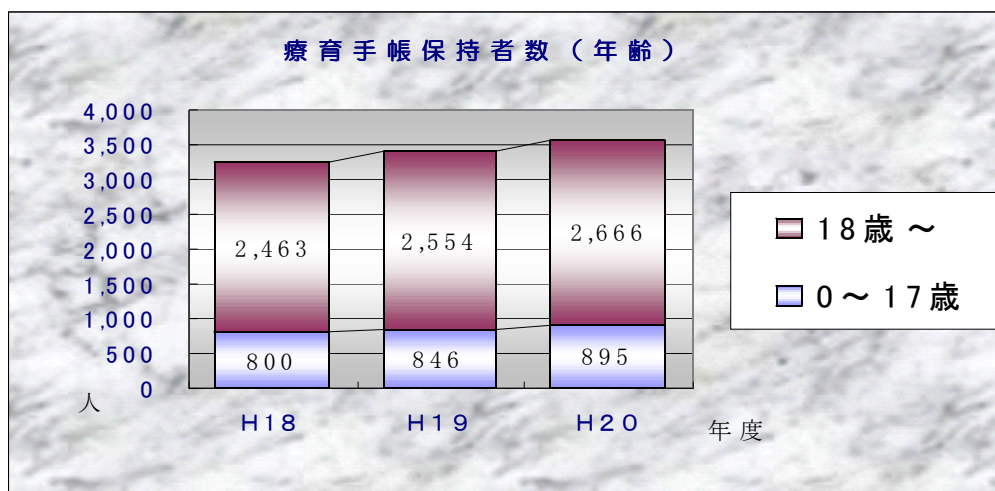
障がい程度別では、A（最重度及び重度）は1,464人（同43人増）で、全体の41.1%を、B（中度及び軽度）は2,097人（同118人増）で、全体の58.9%を占めています。

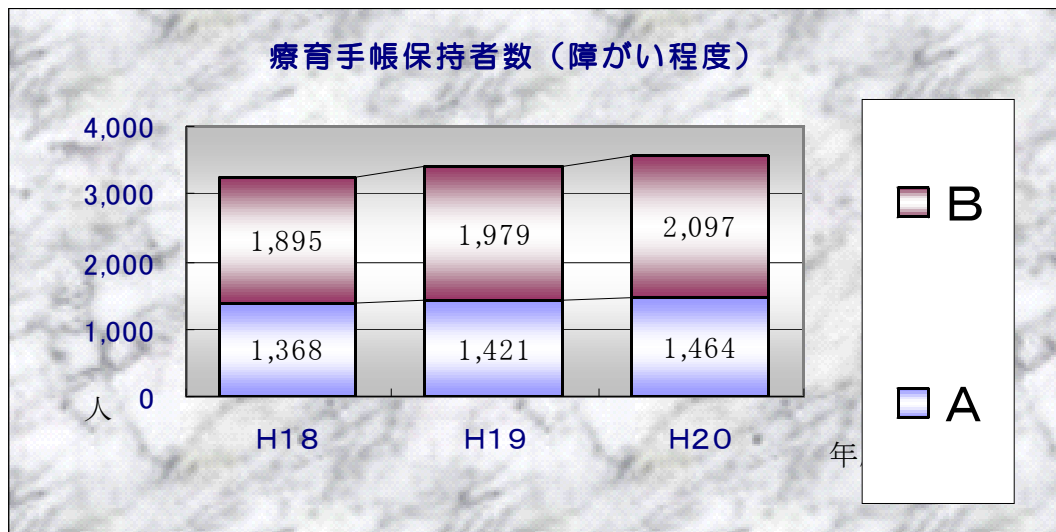
年齢別では、18歳未満の知的障がい児は895人（同49人増）で全体の25.1%、18歳以上の知的障がい者は2,666人（同112人増）で全体の74.9%となっています。

管内療育手帳保持者数の推移

（各年度 4月1日現在）

年 度	総 数	0歳～17歳	18歳～	A	B
H18	3,263	800	2,463	1,368	1,895
H19	3,400	846	2,554	1,421	1,979
H20	3,561	895	2,666	1,464	2,097





#### 4 知的障がい者（児）の福祉

知的障がい者（児）の福祉については、障害者自立支援法の理念を踏まえ、利用者の立場に立った制度の運用と市町村の支援に務めるとともに、職業能力や生活能力の回復を図り、生活の安定と向上が図られるよう各種福祉施策を推進します。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

P51～52を参照ください。

(2) 知的障がい者福祉法による援護施策

ア 知的障がい者福祉司及び社会福祉主事による助言指導

イ 知的障がい者更生相談所（県障がい者総合福祉センター）

医学的、心理学的及び職能的判定を行い、指導方針を与えます。

ウ 知的障がい者相談員

知的障がい者を家族に持つ家庭における教育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うため、管内11市町村に10人の民間人を相談員として委嘱、配置し、知的障がい者の福祉増進に努めます。

エ 療育手帳の交付（P64，7 関連資料(5)参照）

知的障がい者（児）に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳の交付を行います（県障がい者総合福祉センター）。

オ 職親委託

知的障がい者を一定期間職親に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことによって、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がい者の自立更生を図ります（市町村）。

(3) 県単独による施策

ア 障がい児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充

実を図るとともに、県中地域及び圏域における療育機能との重層的な連携を図ることによって、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

イ 重度心身障がい者医療費公費負担（身体障がい者（児）に同じ）

ウ 障がい者小規模作業所運営事業（身体障がい者（児）に同じ）

(4) その他の施策（P51「2 身体障がい者（児）の福祉」を参照ください。）

## 5 障がい児の福祉

障害者自立支援法に基づくサービス（居宅介護、児童デイサービス、短期入所、行動援護、重度障害者等包括支援、重度訪問介護）

P47～48を参照ください。

## 6 精神保健福祉

児童等を含めた一般住民への心の健康づくりのための啓発活動を行うとともに、精神疾患を持つ人への早期発見、適正医療ができるよう相談等を実施しています。

また、精神障害者への社会復帰のための社会資源の整備推進や相談指導等を行っており、今後も、精神障がい者に対するリハビリテーションとノーマライゼーションの推進を図られるよう、地域精神保健活動の充実や福祉施策の推進に努めます。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス（身体、知的、精神の三障がい共通）

P51「2 身体障がい者（児）の福祉」を参照ください。

(2) 措置入院患者及び移送等の状況

精神障がい又はその疑いのある者のうち、「自身を傷つけ又は他人に害を及ぼす恐れがある」と2人以上の精神保健指定医により診断された者を措置入院させて、医療及び保護を行っています。

年度	通報受理 件数	診察件数	措置入院		34条移送	退院請求
			継続	新規		
H19	44	35	2	9	24	6

(3) 自立支援医療申請承認及び精神障害者保健福祉手帳交付状況

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年度からは通院医療公費負担が自立支援医療（精神通院医療）に移行されました。

年度	自立支援医療		精神障害者保健福祉手帳	
	申請	承認	申請	承認
H18	1,617	1,614	604	599
H19	4,924	4,918	974	968

（郡山市分含む）

(4) ひきこもり対策事業

ア ひきこもり本人、家族に対する支援として相談、家族教室を実施しています。

年 度	相談件数		家族教室参加者数		
	実数	延数	実施回数	実数	延数
H17	18	58	7	21	67
H18	13	21	7	17	78
H19	18	31	7	16	54

イ ひきこもり状態にある者の家族会が育成され、支援をしています。

年 度	家族会参加者数		
	実施回数	実数	延数
H18	11	12	89
H19	11	13	101

(5) 精神障がい者社会復帰相談指導事業

回復途上にある精神障がい者の社会適応を図るため、基本的な生活訓練や対人関係を育むことを目的として実施しています。

年度	地区名	開催回数	参加実人員	参加延人員
H17	須賀川・岩瀬	12	10	79
	石 川	12	16	140
	田 村	12	16	138
	計	36	42	357
H18	須賀川・岩瀬	12	8	64
	石 川	12	13	117
	田 村	12	10	38
	計	36	31	219
H19	浅川町・小野町	20	17	146

(6) 家族教室

精神障がい者を抱える家族の悩みの解決と、家族自身の持つ潜在的な力を回復・強化し、集団の相互的な力を利用し支え合うことを目的に、実施しています。

年度	地区名	実施回数	実数	延数
H19	鏡石町	3	10	23

(7) 精神保健福祉ボランティア講座

精神障がいに対する正しい知識を持ち、心の病を持つ人の良き理解者として、地域で自主的な活動を行うボランティアを育成することを目的に実施しています。

年 度	開催回数	参加実人員	参加延人員
H17	1	26	26
H18	1	24	24
H19	7	26	40

※ボランティア組織が結成され社会復帰相談指導事業、共同作業所への支援等を行っています。



(8) アルコール談話会開催状況

アルコール関連問題をはじめとするアディクション（嗜癖）に関する相談と、回復のためのミーティングを開催しています。

年 度	開催回数	参加人員
H17	12	74
H18	12	80
H19	12	93

(9) 精神保健普及啓発

住民の精神保健福祉に対する正しい知識と理解を深め、精神的健康の保持増進を図ることができるように、福島県精神保健福祉協会県中支部との共催等により講演会を行っています。

年 度	共 催	
	開催回数	参加人員
H17	6	510
H18	14	573
H19	9	507

(10) 社会適応訓練事業委託状況

通院中の精神障がい者の中で、障害のために通常の就職が困難な人を対象に、一定期間事業所に作業の訓練を委託して、円滑な社会復帰のための援助を行っています。

年 度	委託事業所数	対 象 者 数	訓 練 延 日 数
H17	6	7	1,319
H18	3	6	1,009
H19	3	4	503

(11) 病院実地指導

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6及び厚生労働省通知に基づき、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、担当職員及び指定医が精神病院に立入検査を実施しています。

年 度	病 院 数	一般実地指導	特別実地指導
H17	5	3	2
H18	5	3	2
H19	5	4	1

(12) 社会資源の整備状況

各種施設整備のための相談支援及び補助金交付申請窓口、さらに精神障がい者の人権の尊重に特に配慮が必要であることから利用者の適正処遇のため指導監査等を行っています。

## 精神障がい者の社会復帰施設等の状況

(平成20年4月1日現在)

	郡山市	須賀川岩瀬地域	石川地域	田村地域	計
生活訓練施設	2				2
福祉ホーム	0	1			1
通所授産施設	0				0
小規模通所授産施設	2				2
地域生活支援センター	0				0
小規模作業所	6	2		2	10

## (13) こころの健康・自殺予防対策事業

近年増加の著しい中高年の自殺を予防するため、普及啓発活動等地域に根ざした自殺予防対策を実施しています。

年度	講演会		スクリーニング		事後指導		検討会	
	回数	参加人数	実施者数	陽性数	回数	参加人数	回数	参加人数
H18	3	127	1,432	291	5	54	1	23
H19	5	410	1,381	328	4	61	1	23

## 7 関連資料

### (1) 市町村別身体障がい者手帳交付状況

(平成20年4月1日現在)

区分 市町村	身体障がい者数		左の障がい別内容										人口 (現在人口) B	手帳交 付率% A/B
	A	児童	視覚		聴覚		音声		肢体		内部			
			児童	児童	平衡	児童	言語	児童	児童	児童	児童	児童		
鏡石町	440	9	32	0	29	1	2	0	258	6	119	2	12,691	3.5
天栄村	340	4	30	1	31	2	5	0	200	1	74	0	6,310	5.4
石川町	789	6	52	0	59	1	8	0	486	4	184	1	18,372	4.3
玉川村	329	4	21	0	27	1	1	0	195	3	85	0	7,481	4.4
平田村	404	3	24	0	27	2	2	0	250	0	101	1	7,196	5.6
浅川町	278	4	20	2	16	1	2	0	178	1	62	0	7,028	4.0
古殿町	300	3	18	0	18	1	2	0	186	1	76	1	6,235	4.8
三春町	736	13	65	2	67	2	8	0	412	9	184	0	18,700	3.9
小野町	525	10	43	0	50	2	3	0	291	6	138	2	11,692	4.5
町村計	4,141	56	305	5	324	13	33	0	2,456	31	1,023	7	95,705	4.3
郡山市	10,623	254	729	5	927	54	91	1	6,041	147	2,835	47	338,262	3.1
須賀川市	3,015	70	192	4	235	11	33	1	1,766	39	789	15	90,044	3.3
田村市	1,981	28	150	0	172	5	20	0	1,187	19	452	4	42,026	4.7
市計	15,619	352	1,071	9	1,334	70	144	2	8,994	205	4,076	66	470,332	3.3
合計	19,760	408	1,376	14	1,658	83	177	2	11,450	236	5,099	73	566,037	3.5

## (2) 市町村別等級別年齢別身体障がい者数

(平成20年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 合 計	等 級 別 身 体 障 がい 者 数					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
鏡石町	440	143	78	66	92	24	37
天栄村	340	93	64	45	69	30	39
石川町	789	252	154	120	158	53	52
玉川村	329	109	66	42	67	19	26
平田村	404	149	75	54	64	34	28
浅川町	278	97	45	38	61	22	15
古殿町	300	115	49	38	53	28	17
三春町	736	243	145	103	144	46	55
小野町	525	182	87	84	101	37	34
町村計	4,141	1,383	763	590	809	293	303
郡山市	10,623	4,156	2,040	1,289	1,952	610	576
須賀川市	3,015	1,082	518	400	594	211	210
田村市	1,981	633	425	260	391	131	141
市 計	15,619	5,871	2,983	1,949	2,937	952	927
合 計	19,760	7,254	3,746	2,539	3,746	1,245	1,230

(平成20年4月1日現在)

区分 市町村	身体障 がい者数 合 計	年 齢 別 身 体 障 がい 者 数						
		0～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
鏡石町	440	9	11	11	28	51	88	242
天栄村	340	4	6	2	10	46	54	218
石川町	789	6	19	12	39	76	145	492
玉川村	329	4	6	13	20	45	48	193
平田村	404	3	9	5	23	55	50	259
浅川町	278	4	6	6	11	33	48	170
古殿町	300	3	6	5	11	33	38	204
三春町	736	13	20	30	49	76	125	423
小野町	525	10	12	9	32	58	81	323
町村計	4,141	56	95	93	223	473	677	2,524
郡山市	10,623	254	280	419	667	1,464	2,085	5,454
須賀川市	3,015	70	54	70	187	405	547	1,682
田村市	1,981	28	38	35	114	241	284	1,241
市 計	15,619	352	372	524	968	2,110	2,916	8,377
合 計	19,760	408	467	617	1,191	2,583	3,593	10,901

## (4) 市町村別重度障がい者支援事業給付状況

(平成19年度)

事業 市町村名	重度心身障がい者医療費補助事業		在宅重度障がい者対策事業			人工透析患者通院交通費補助事業	
	給付件数	給付額	治療材料費 給付件数	衛生機材費 給付件数	給付額	補助対象 人員	給付額
鏡石町	4,300	18,256,000	42	96	510,000	2	340,480
天栄村	3,522	15,072,469	20	0	60,000	3	216,925
石川町	7,924	36,307,242	60	131	704,000	10	520,295
玉川村	3,104	14,544,646	70	10	250,000	3	134,354
平田村	4,017	20,572,795	0	12	48,000	8	379,031
浅川町	2,406	15,666,949	11	14	89,000	6	417,416
古殿町	4,187	20,059,744	12	0	36,000	3	698,098
三春町	7,385	36,621,857	79	44	413,000	3	181,204
小野町	4,461	22,794,975	48	78	456,000	5	312,852
町村計	41,306	199,896,677	342	385	2,566,000	43	3,200,655
郡山市	117,149	651,162,000					
須賀川市	32,278	160,945,135	409	110	1,667,000	0	0
田村市	19,527	94,325,470	215	135	1,533,990	28	2,161,605
市計	168,954	906,432,605	624	245	3,200,990	28	2,161,605
合計	210,260	1,106,329,282	966	630	5,766,990	71	5,362,260

※在宅重度障がい者対策事業及び人工透析患者通院交通費補助事業については、中核市は補助対象外

## (5) 市町村別療育手帳交付状況

(平成20年4月1日現在)

項 目 市町村名	療 育 手 帳									人 口	療育手帳 交付率 %
	A			B			合 計		総 計		
	1 8 歳未満	1 8 歳以上	計	1 8 歳未満	1 8 歳以上	計	1 8 歳未満	1 8 歳以上			
鏡 石 町	13	18	31	13	28	41	26	46	72	12,691	0.6
天 栄 村	5	21	26	1	15	16	6	36	42	6,310	0.7
岩瀬郡計	18	39	57	14	43	57	32	82	114	19,001	0.6
石 川 町	6	59	65	15	57	72	21	116	137	18,372	0.7
玉 川 村	5	15	20	9	24	33	14	39	53	7,481	0.7
平 田 村	2	17	19	4	37	41	6	54	60	7,196	0.8
浅 川 町	4	22	26	9	16	25	13	38	51	7,028	0.7
古 殿 町	2	17	19	3	27	30	5	44	49	6,235	0.8
石川郡計	19	130	149	40	161	201	59	291	350	46,312	0.8
三 春 町	12	49	61	14	70	84	26	119	145	18,700	0.8
小 野 町	4	28	32	13	35	48	17	63	80	11,692	0.7
田村郡計	16	77	93	27	105	132	43	182	225	30,392	0.7
郡 部 計	53	246	299	81	309	390	134	555	689	95,705	0.7
郡 山 市	223	547	770	329	846	1,175	552	1,393	1,945	338,262	0.6
須賀川市	52	199	251	87	226	313	139	425	564	80,044	0.7
田 村 市	28	116	144	42	177	219	70	293	363	42,026	0.9
市 部 計	303	862	1,165	458	1,249	1,707	761	2,111	2,872	460,332	0.6
合 計	356	1,108	1,464	539	1,558	2,097	895	2,666	3,561	556,037	0.6